

宿毛市指名競争入札参加資格申請の手引き

受付業務の効率化、申請業種の選別のため、下記事項にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 申請方法について

申請受付期間 平成31年1月4日(金)～1月31日(木)

※受付期間終了後も随時受け付けますが、有効期間は申請受付後から
下段の入札参加資格有効期間内までとなります。

①窓口受付の場合

窓口受付時間は、平日の8：30～12:00、13:00～17:00となります。土日祝日は受付していません。窓口受付の場合は、その場で審査していますが、審査時間がなく、そのままお帰りになる場合は、返信用封筒（長型3号 82円切手貼付）をお渡しください。

②郵送受付の場合

郵送の場合は、受け取り後ではなく、審査後にチェックリスト兼受領書を送付しております。

平成31年1月31日までに受付した分は、2月28日までにチェックリスト兼受領書を送付します。受付期間内は大変混雑しますので、申請書類の到着や審査結果の確認のお問合せはお控え願います。（到着確認が必要な場合は、配達記録のある配送方法を選択していただき、申請者側でご確認ください。）2月28日を過ぎても受領書が返送されない場合は、ご連絡ください。

2. 入札参加資格の有効期間について

有効期間は、下記のとおりとなります。

宿毛市内：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで（1年間）

高知県内：申請受付後から平成32年3月31日まで（随時受付分）

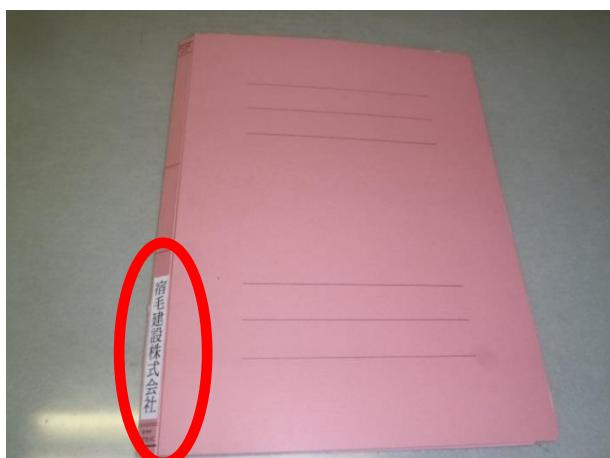
高知県外：平成31年4月1日より平成33年3月31日まで（2年間）

3. 申請書を綴じるフラットファイルについて

●A4サイズの紙製のフラットファイルで、色は下記のとおりとしてください。

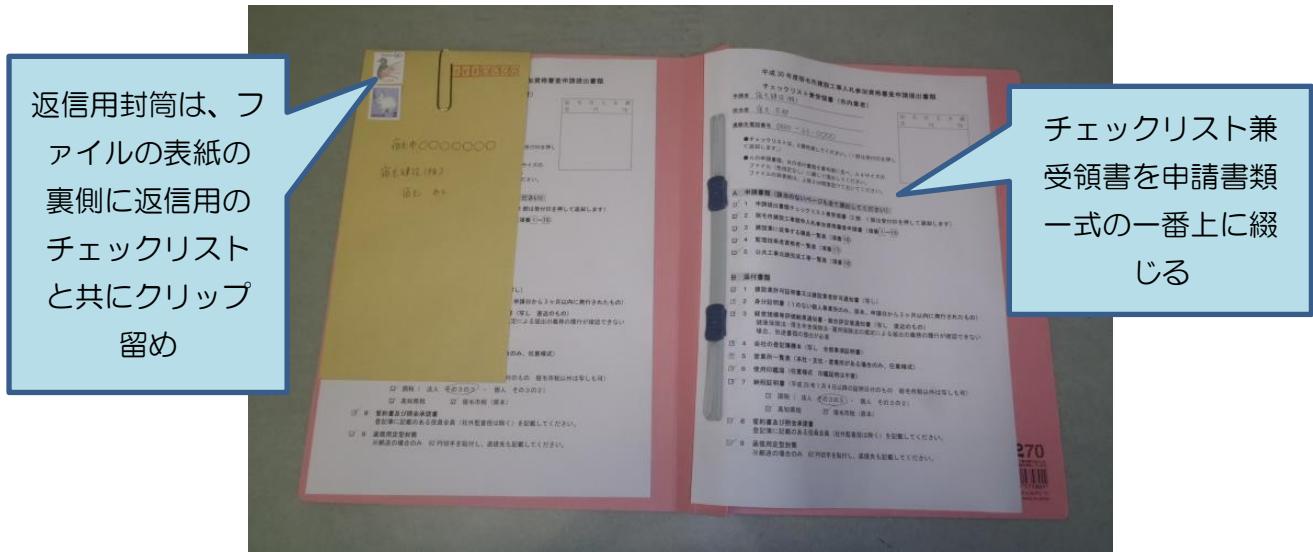
建設工事…黄色又はピンク色 **測量・コンサル等…水色又は緑色**

●ファイルの背表紙には、下記写真のように、下部に業者名のみ記入（ラベル可）してください。上部欄はこちらで受付番号等を記入しますので、空白としてください。



4. 返信用の封筒及びチェックリスト兼受領書について

- チェックリスト兼受領書は、他市町村や県とは添付書類や掲載順が違いますので、**宿毛市の所定様式を使用**してください。
- 封筒は、受領書以外の文書も添付しますので、**定形封筒（長形3号）**にしてください。宛名の記入（宛名ラベルも可）と切手（82円）の貼付も忘れずにお願いします。差替え等が必要で、送料が82円以上かかる場合は、受取人払いとさせていただきますのでご了承ください。
- 委託業者等が複数件まとめて申請する場合、**返信用封筒は申請件数分添付してください。**（審査は複数名に分けて行うため、まとめて返送することができません。）
- 封筒は、返信用のチェックリスト兼受領書と共に、ファイルの表紙の裏側にクリップで止め下さい。申請書類一式は、チェックリスト兼受領書に記載されている順番に並べて綴じてください。



5. 添付書類について

①会社の登記簿謄本

全部事項証明書又は現在事項証明書で、**平成30年10月1日以降のもの**の写しを添付してください。

②納税証明書

本社及び委任状の受任先の営業所等、宿毛市内の営業所等の国税・都道府県税・市区町村税（宿毛市のみ原本）の写しを提出してください。審査基準日（平成31年1月1日）時点で、すべての税の滞納がないことが審査の基準となりますので、いずれも**平成31年1月4日以降のもの**を提出してください。**日付の古いものは、差し替えしていただくことになり、再提出までは保留扱いとなりますので、ご注意ください。**

③委任状

入札事務等を支店等に委任する場合のみ提出してください。委任する期間については、**平成31年4月1日（随時受付は申請日）から、それぞれの有効期間の終期まで**としてください。

④誓約書及び照会承諾書について

- 様式は、宿毛市指定様式を使用してください。（他市町村とは条文等が違います。）
- 有効期間が2年間となる県内及び県外業者の場合は、2年度目に宿毛警察署に当該役員が暴力団排除規則第4条各号のいずれかに該当するかどうかを照会します。変更届の提出がない場合は、申請当初と同じ役員を照会します。（誓約書の再提出は不要）
- 名簿は別紙一覧にしてもかまいませんが、必要項目があるかどうかご確認をお願いします。項目が不足している場合は差替えとなります。
- 生年月日は、**和暦【昭和・平成（S・Hでも可）】で警察に照会するため、必ず和暦で記載してください。**（※西暦で記載の場合は差替えとなります。）
（例）昭和50年1月1日生まれの場合
昭和50年1月1日 または **S50.1.1**

- 名簿に記載する役員は、添付書類の登記簿に記載されている役員全員【内部監査役（社員も含む）】を記載してください。登記簿の役職に「監査役」のみ記載されている場合は、市側では判断がつきませんので、**外部監査役（監査時のみ委託、監査法人に委託等）の場合は、下記記載例を参考に、登記簿に手書きで「外部」とご記入ください。**

登記簿（写）記載例

高知太郎さんは外部監査役、宿毛 花子さんは内部監査役の場合

登記簿（写）に直接手書きで（外部と記入）誓約書には記名しません。 (登記簿一部抜粋)			
役員に関する事項	監査役 （ 外部 ）	高知 太郎	平成29年4月1日 就任
	監査役	宿毛 花子	平成29年4月1日 重任

内部監査役なので、何も書かず誓約書及び照会承諾書の名簿に記載

6. 建設工事の「解体工事業」について

「解体工事業」の免許の新設に伴い、「とび・土工工事業」を有し、経営審査を受けている場合は、経過措置として平成31年5月31日までは解体工事業の入札参加資格の取得ができることがあります。

経過措置期間終了までに解体工事業の許可を取得していない業者については、平成31年6月1日以降の「解体工事業」の入札参加資格は取消しとなりますので、ご注意ください。

また、解体工事業の許可を取得している場合でも、**「解体工事業」の経営審査を受ける必要があります。まだ経営審査を受けていない場合は、経過措置終了までに経営審査を受けて、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。**